

第1章 環境基本計画の推進

第1節 市川市環境基本計画の概要

1. 概要

今日、地球温暖化をはじめとする地球規模で発生している環境問題は、世界における大きな課題として捉えられています。この地球環境問題の解決のため、国際的な機関の設置や会議の開催、地球温暖化対策などに関する合意が行われ、各国が協力して地球環境保全に取り組むための枠組みの整備が進められています。

わが国においても 環境基本法 の制定、環境基本計画の策定、環境影響評価法や地球温暖化対策の推進に関する法律等の法整備のみならず、様々な施策が打ち出されています。

市川市では、様々な環境問題に対応し、持続可能な社会の形成に地域から取り組んでいくため、市川市環境基本条例を制定するとともに、市川市環境基本計画を策定し、「環境の保全及び創造」に関する施策の方向を定め、法令等の整備や組織体制の充実を図り、環境施策を総合的かつ計画的に推進しています。

2. 計画策定の経緯

本市では、平成6年3月に市総合計画を環境面から推進する行政指針として「いちかわ環境プラン」を策定し、それまでの公害防止を中心とした施策からの転換を図り、快適環境の創造を目指してきました。

しかしながら、自動車交通公害問題や生活排水による水質汚濁、ごみの増加などの深刻化する「都市生活型環境問題」、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などのように地球レベルへの空間的広がりと解決に長い年月を要する「地球環境問題」、さらに ダイオキシン類などの有害化学物質による「環境汚染の問題」などに対応し、より的確で効果的な施策を推進していく必要性が高まってきました。

そこで、平成4年にブラジルで開催された地球サミットにおける「持続可能な開発」についての国際的な合意や平成5年の環境基本法の制定など、国内外における新たな環境保全の枠組みについての動向等を踏まえ、平成10年7月に市川市環境基本条例を制定し、平成12年2月には同条例に定めた基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同条例の規定に基づき、「(第一次)市川市環境基本計画」を策定し、各環境施策を実施してきました。

その間、大気や河川の環境改善、ごみ排出量の削減など、いわゆる都市生活型の環境問題については、一定の進展が図られました。その一方で、地球規模で進行する温暖化への対応や 生物多様性 の保全については、更なる取り組みが必要となっていました。

この第一次計画の期間満了に伴い、これまでの計画を検証するとともに、市川市環境審議会並びに第VI期市川市環境市民会議からの提言や市民等の意見、更に平成23年3月に発生した東日本大震災と共に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、より一層の環境施策の推進を図るため、平成24年3月、新たに「第二次市川市環境基本計画」を策定し、24年度より計画に基づく取り組みを実施してきました。

一方で、最近では、異常気象の増加をはじめとした気候変動への対策や、プラスチックごみの海洋汚染といった新たな課題も生じており、これらの課題に対応していくために計画の見直しを行い、令和3年3月に「第三次市川市環境基本計画」を策定しました。

計画では、世界共通の目標であるSDGsのゴールを見据え、基本目標「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」の実現に向けて施策を推進しています。

3. 計画の体系

第三次市川市環境基本計画は、市川市環境基本条例に規定された計画として、また、市の総合計画を環境面から推進する個別計画として、基本目標「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」の達成を目指し、5つの基本理念を実現するために9つの施策の分野を示しています。(体系図参照)

基本目標

「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」

基本理念(概要)

①地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する(地球環境)

地球環境の保全を自らの課題と認識し、市民(市民団体を含む)・事業者・市のそれが積極的に地球温暖化問題への対策等に取り組み、地球温暖化の防止と気候変動への備えを推進します。

②ごみの減量と資源化を推進する(資源循環・廃棄物)

3R(リデュース・リユース・リサイクル)を更に推進することで天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会を構築するとともに、廃棄物の適正な処理を確保します。

③うるおいのある水辺・緑地を保全し、人と自然とのつながりを形成する(自然環境)

うるおいのある水辺・緑地を保全し、その持続可能な利用を通じて人と自然とのつながりを形成します。

④健康で安全に暮らせる環境を確保する(生活環境)

生活に関わる大気や水、土壤などを良好な状態に保全し、安全・安心で快適な生活環境の整備を進め、健康で安全に暮らせる環境を確保します。

⑤環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進する(協働)

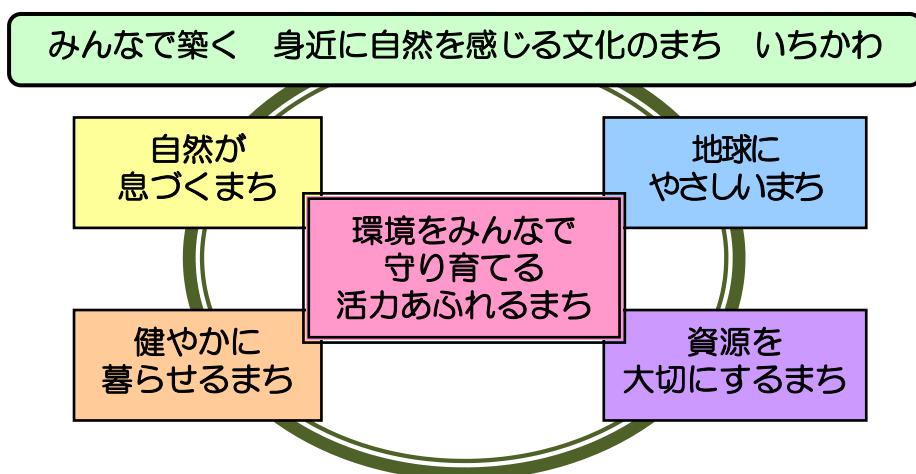
暮らしや事業活動と環境との関わりについて学び、環境活動に参加することにより、市民(市民団体を含む)、事業者、行政が相互理解と役割分担の下に協働して取り組み、

環境をみんなで守り育てる活力あふれるまちを築いていきます。

基本理念①から④の全ての分野に関わるものとして、基本理念⑤があります。

全ての基本理念に基づき、基本目標である将来環境像の実現を目指していきます。

■ 基本目標と基本理念の関係のイメージ



計画の主体と役割

- 市 民 :**
 - ・自らの生活に伴う環境への負荷の低減に取り組みます。
 - ・環境の保全及び創造に関して積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します。

- 事 業 者 :**
 - ・環境法令等を遵守することで、公害を防止し、自然環境を適正に保全します。
 - ・事業活動に伴う資源・エネルギーの効率的利用による低炭素化や、製品の使用や廃棄などによる環境の負荷の低減に取り組むとともに、再生資源の利用に努めます。
 - ・生物多様性に配慮した事業活動を行うことにより、生態系の保全に努めます。
 - ・環境の保全及び創造に向けて積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します。
 - ・従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努めます。

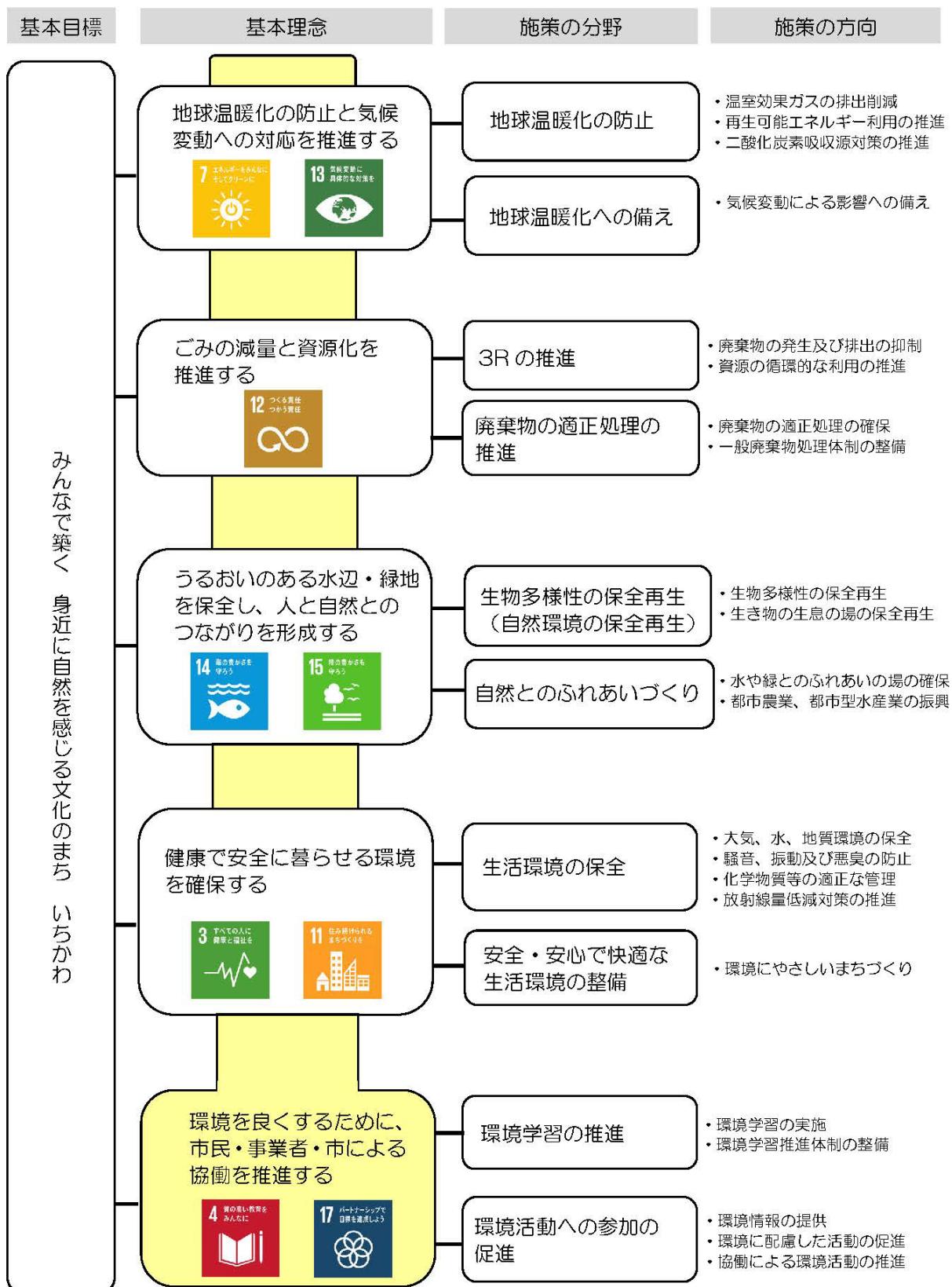
- 市（行政） :**
 - ・環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

- ・環境の保全及び創造を推進するために、市民・事業者と協力するとともに国や他の地方自治体との連携を図ります。
- ・環境に関する情報を収集し、提供することで市民・事業者と共通認識を図ります。

計画の期間

2020（令和3）年度から2030（令和12）年度まで

■ 第三次市川市環境基本計画の体系図



4. 計画・施策の推進

市川市環境基本計画を推進していくために、施策や事業の実施状況を点検・評価し継続的な改善を図るとともに、推進体制を整備・充実させ、計画の実効性を確保しています。

(1) 進行管理

計画の達成状況についてP D C Aサイクルを活用しながら積極的に進行管理を行い、目標の達成度の評価と改善を進めていきます。



計画 (Plan)

- ・環境基本計画や関連計画等の策定
- ・施策や目標などの設定
- ・計画策定への参加（協働）

実施 (Do)

- ・施策の実施
- ・施策に関する情報提供
- ・施策への参加（協働）

点検・評価 (Check)

- ・環境の現況の把握と評価
- ・施策の実施状況の把握と評価
- ・アンケート等を通した評価（協働）

改善・見直し (Action)

- ・評価結果を踏まえた施策の見直し
- ・環境審議会などからの意見の反映
- ・環境市民会議等からの提案（協働）

資料 1-1-1、-2 (P. 125~P. 126)

(2) 推進体制

①市川市環境調整会議

副市長と関係部長で構成する環境調整会議を設置し、環境施策の総合的な調整を行っています。（市における調整）

②市川市環境審議会

環境施策に関する基本的事項について、学識経験者や市民の代表者などで構成する環境審議会に諮問・報告し、答申や提言を求めています。（専門的分野からの審議・助言）

③市川市環境市民会議

計画を推進するため、必要に応じて公募市民・事業者等で構成される環境市民会議を開催し、市と意見交換を行います。（市民・事業者等との協働）

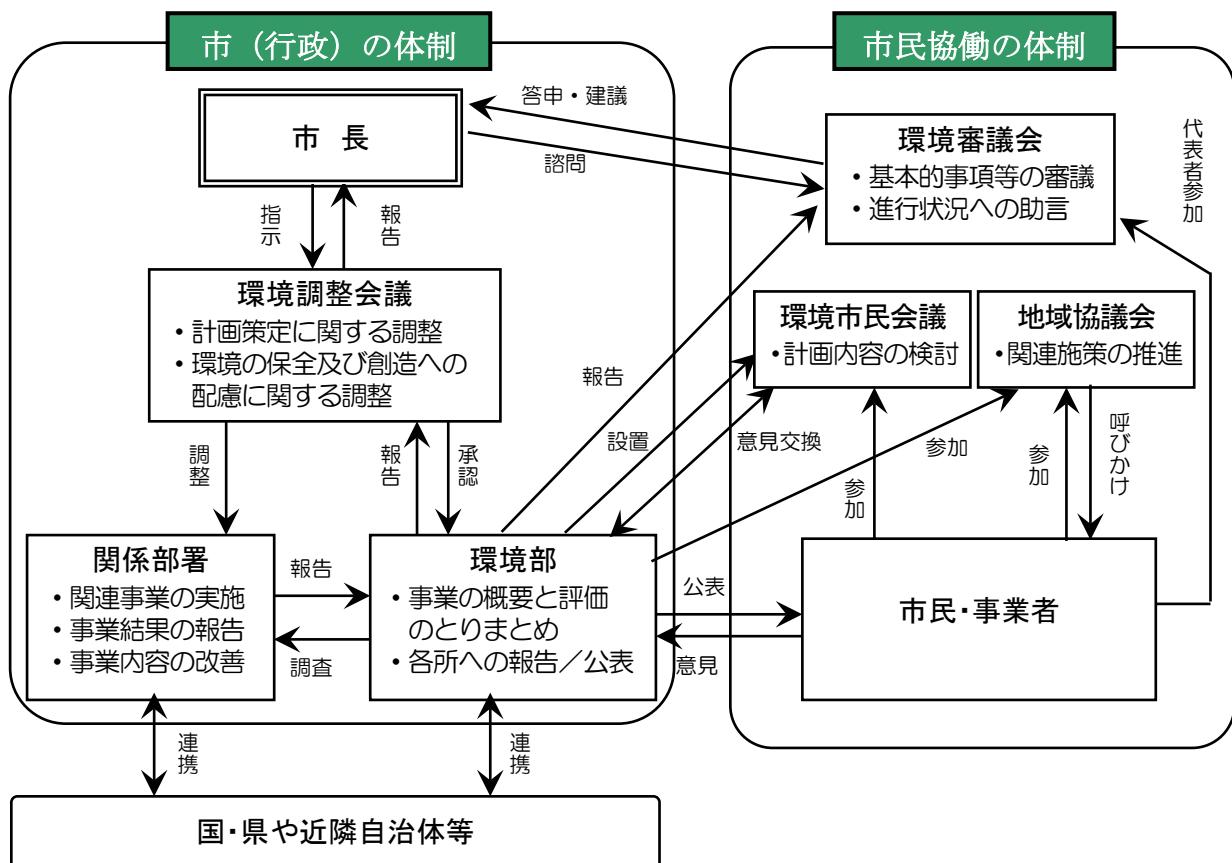
④市川市地球温暖化対策推進協議会

市民、事業者、関係団体、市が協働で地球温暖化対策の推進を図っています。（市民・事業者等との協働）

⑤広域的連携

東京湾や河川の水質に関する問題、地球環境問題や自動車交通公害問題など、広域的な環境問題に取り組むため、国や千葉県、近隣自治体等と連携し、推進を図ります。(国・県や近隣自治体等との協力)

■推進体制の相関図

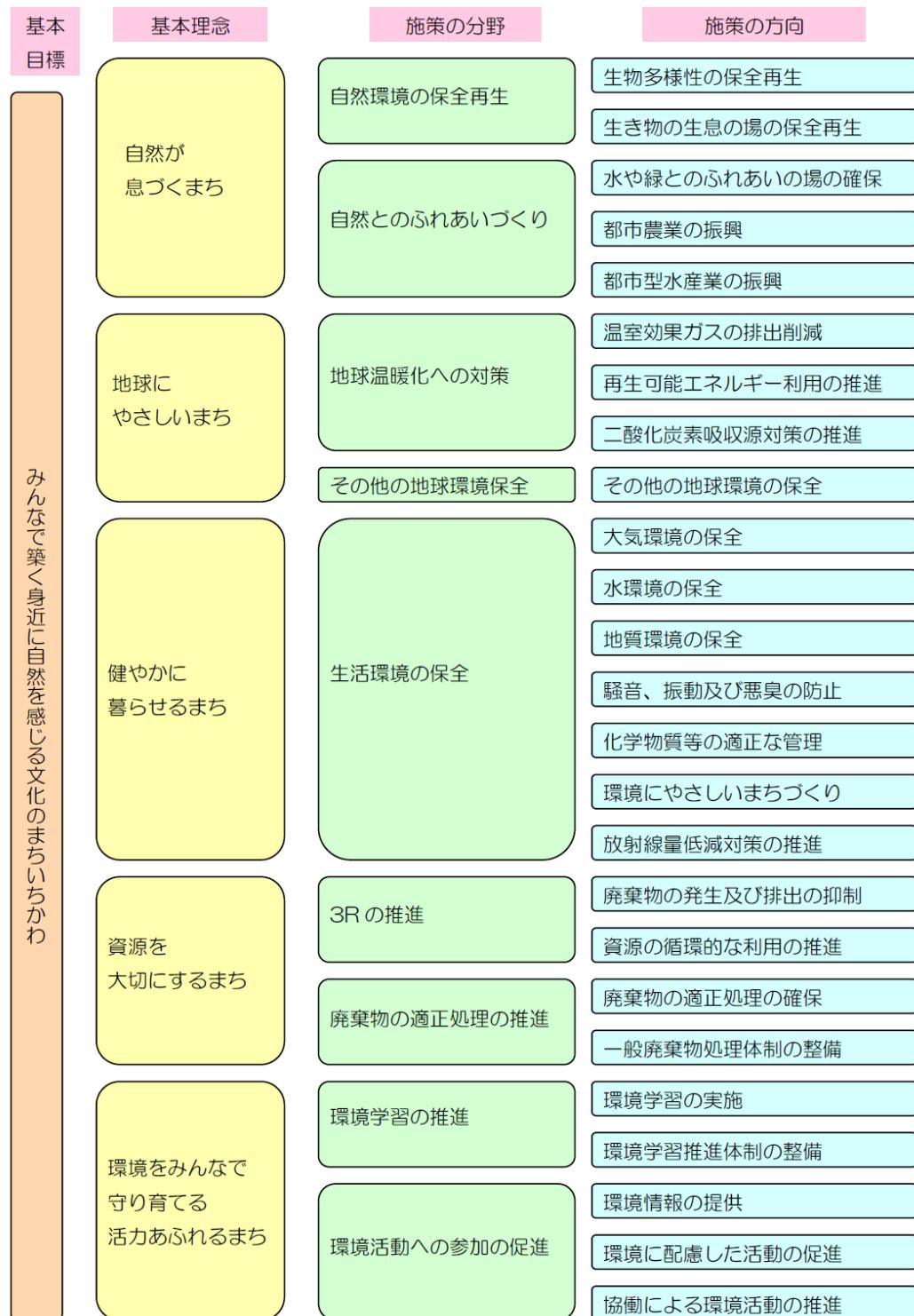


第2節 環境の現況と施策・事業の実施状況

1. 環境基本計画の実施状況

資料1-2-1 (P.127~P.129)

令和2年度までは、第二次市川市環境基本計画に基づく取り組みを実施してきました。同計画に掲げる5つの基本理念（下記の体系図を参照）ごとに実施された施策や事業については次のとおりです。



(1) 基本理念「自然が息づくまち」(自然環境)

①現況

昭和30年代後半から首都圏のベッドタウンとして急激に都市化が進行していきましたが、北部では大町公園の湿地や斜面林、梨畠や農家の屋敷林、中部では市街地に残るクロマツ、南部では行徳近郊緑地特別保全地区などの貴重な自然が残されてきました。

しかし、都市化の進展により、緑地や水辺、そして農地が失われていった結果、残された自然も市街地により分断され、自然環境のつながりが薄れています。

そのため、生き物たちの生息の場であるとともに市民の財産でもある地域の自然を保全していくと同時に、自然環境のつながりの再生を図り、生物多様性を豊かにしていくことが求められています。

②施策や事業の実施状況

ア) 施策の分野「自然環境の保全再生」

緑地の公有地化や緑地保全協定等により生物の生息場となる緑地の保全に努めるとともに、自然環境の実態を把握するための調査や環境省の レッドデータブック に絶滅危惧 I 類に指定された藻類イノカシラフラスコモの保護保全事業などを実施しています。

平成26年3月に策定した地域における生物の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画となる「生物多様性いちかわ戦略」に基づき「自然環境のつながり」や「人と自然とのつながり」を再生し、生き物にも人にもやさしい地域社会の実現を目指しています。

イ) 施策の分野「自然とのふれあいづくり」

市川市みどりの基本計画に基づく公園・緑地の整備や都市基盤河川改修工事（大柏川）における多自然川づくりの整備、行徳近郊緑地等での自然観察会などの事業を実施しました。

緑地や水辺などを再生していくことにより、自然とふれあうことのできる機会を増やすことは、人と自然との間に豊かな交流を保ち、人々に潤いと安らぎをもたらすためには大切です。さらに、身近な自然の恵みを実感するためには、都市農業や水産業の振興も重要な要素となっています。

ウ) 環境基本計画の目標達成状況等

施策の分野	施策の方向	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	H30年度	R1年度	R2年度
自然環境の保全再生	生物多様性の保全再生	○自然環境モニタリング調査における生息種類	自然環境の実態把握	—	110	—	—
	生き物の生息の場の保全再生	○市有緑地の面積 (ha)	緑地などの保全	—	76.09	76.09	76.09
自然とのふれあいづくり	水や緑とのふれあえる場の確保	●市民一人あたりの都市公園面積 (m ²)	公園等の整備	※4.73	3.57	3.56	3.56
		○市民農園等の設置数 (施設)	市民農園等の設置	—	12	18	22
	都市農業の振興	○エコファーマー登録者数 (人)	持続性の高い農業の推進	—	13	13	5
		○浅海養殖や漁場改良等の補助件数 (延べ件数)	貝類資源の育成等の支援	—	2	2	2

※「緑の基本計画」における令和7年度目標値

③評価と課題

自然環境の保全再生の分野において、生物多様性に関する実態把握に向け、平成26年度に指標生物の選定や模擬調査を実施しました。その結果を踏まえ、平成27年度より、市民・環境団体・事業者など様々な主体との協働により、生物多様性に関する調査及び情報の収集等の取り組みを実施しています。(生物多様性モニタリング調査)

また平成30年度には真間川水系の水生生物調査を実施し、魚類23種、底生動物87種が確認されました。県及び市が行ってきた水質改善の取り組みや多自然川づくり等の環境改善の取り組みの結果から、真間川水系では平成20年～22年度に行われた調査と比べて、ほとんどの水域で多様性が好転しています。

市有緑地の面積については増加傾向にあります。今後も生き物の生息の場としての機能も有した緑地などの保全に取り組んでいきます。

自然とのふれあいづくりの分野において、市民一人当たりの都市公園面積は本市として人口移動に大きな変化がないことから、平成25年度までは横ばい状態となっていましたが、平成26年度に、国分川調節池緑地等の公園整備により面積の増加が見られました。今後も水や緑とのふれあえる場の確保に向けた施策の推進に引き続き取り組んでいきます。

都市農業や都市型水産業については、それぞれの産業の振興と自然とのふれあいの機会や場を増やしていくために、農業では減農薬や減化学肥料の促進や体験農園等の農業体験事業、水産業では漁場見学会や体験学習・教室の開催など、市民の農水産業に対する理解や消費拡大を図るための施策の推進が重要となっています。

(2) 基本理念「地球にやさしいまち」(地球環境)

①現況

平成25年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が公表した第5次評価報告書（第1作業部会報告書）では、近年の地球温暖化は、人間の社会経済活動が主な原因である可能性が極めて高いことや、温室効果ガスの継続的な排出が更なる温暖化と将来の気候変動に影響をもたらし、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まることなどが示されています。

こうした地球温暖化の影響に適切に対応していくために、平成27年にフランスのパリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020年以降の温暖化対策に196の国と地域が参加する新たな枠組みである「パリ協定」が採択され、地球の気温上昇を産業革命前に比べて2°C以下にするという目標と、1.5°C以内を目指すという努力目標が定められました。

しかし、平成30年に報告されたIPCCの1.5°C特別報告書では、今後20年～30年の間に気温が1.5°C上昇する可能性が高いことが示唆され、地球温暖化のリスクは益々高まっています。

本市では、市川市環境基本計画の基本理念の分野の一つに地球環境の保全を掲げ、平成21年3月に「市川市地球温暖化対策推進プラン」を策定し、平成28年3月には同プランを「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として改定し、地球温暖化対策に取り組んできたところですが、更なる地球温暖化対策の推進に向けて、令和3年3月に、2050年度までの二酸化炭素排出量ゼロを目標とする「第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。今後は、同計画に基づき脱炭素社会の構築に向けた取り組みを推進していきます。

②施策や事業の実施状況

ア) 施策の分野「地球温暖化への対策」

市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進していくため、平成28年3月に市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、住宅への省エネルギー対策の推進やエコライフの普及と促進など、6つの重点項目を中心として、施策の推進を図っています。

令和2年度は進行する地球温暖化を抑制し適応していくために、市民や環境審議会、市川市地球温暖化対策推進協議会の意見を踏まえて、「第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。また、Web版いちかわ環境フェア2020の開催や環境関連動画の制作のほか、市川市環境活動推進員による環境広報紙の作成、市川市地球温暖化対策推進協議会との協働による環境書き初めの募集と市公式Webサイトでの展示等を実施しました。

また、平成12年度から住宅用太陽光発電システム設置助成事業をスタートし、更に平成25年度からは住宅用省エネ設備導入促進事業を開始し、住宅の低炭素化の普及促進に努めています。

このほか、市の事務事業における省エネルギー対策、二酸化炭素の吸收源や緑陰の形成によりヒートアイランド現象の緩和も期待できる緑地の保全や都市緑化の推進にも取り組ん

でいます。

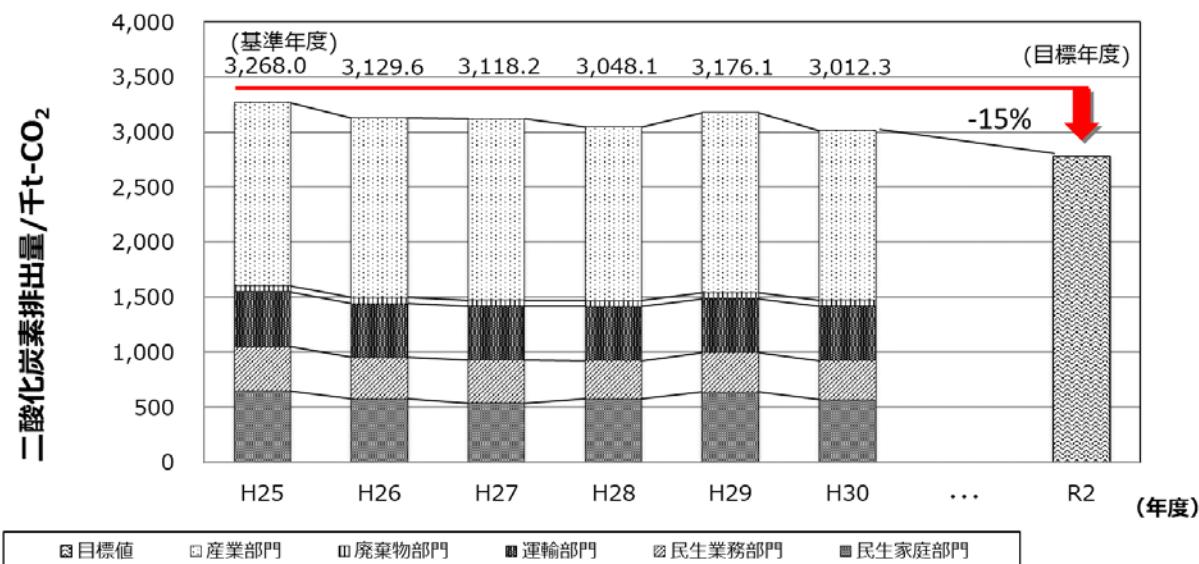
イ) 施策の分野「その他の地球環境保全」

地球温暖化のほか、地球環境問題としては酸性雨やオゾン層の破壊が比較的身近な問題ですが、酸性雨については原因物質の排出抑制対策、オゾン層の破壊についてはフロン類の排出抑制対策に関する情報提供などを実施しています。

ウ) 環境基本計画の目標の達成状況等

施策の分野	施策の方向	●目標 ○指標	項目	目標値	H30年度	R1年度	R2年度
地球温暖化への対策	温室効果ガスの排出削減	○市全体での二酸化炭素排出量（千t-CO ₂ ）	温室効果ガス排出の実態把握	※ ¹ 2,394 ※ ² 2,948	※ ³ 3,012	-	-
	再生可能エネルギー利用の促進	○太陽光発電システム(10kW未満) 設置容量(kW)	再生可能エネルギー設備の普及	※ ¹ 22,000	16,336	17,512	18,913
	二酸化炭素吸収源対策の推進	●市全域の緑地面積(ha)	緑化の推進	※ ⁴ 1,842	-	-	-

市川市の部門別二酸化炭素排出量の推移



※1 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において設定し、進行管理を行っている。

※2 根拠となる統計データの推計方法等が改訂されたため、基準年度に遡及して再計算した数値

※3 数値は速報値。確定値は令和3年度末に公表

※4 「緑の基本計画」における令和7年度目標値

③評価と課題

平成30年度の二酸化炭素排出量は、平成25年度(基準年)に比較し、およそ256千t-CO₂、7.8%の減少となりました。

前年度より二酸化炭素排出量が減少した理由としては、冬場の気温が高く、暖房利用などが減少し、家庭の電力消費が抑えられたことや、産業部門の排出量が減少したことが考えられます。

目標の実現を図るために今後より一層の省エネ行動や、省エネ機器の普及等を推進し、関係機関や関連する施策との調整や連携を図っていくことが重要となります。

(3) 基本理念「健やかに暮らせるまち」(生活環境)

①現況

人口集中や社会経済活動の活発化に伴い、自動車排出ガス等による大気汚染や生活排水による水質汚濁など都市生活型の環境問題に加え、近年では産業の高度化に伴い排出される化学物質などによる環境や人体への影響も懸念されています。経年的には大気汚染の状況や河川の水質などは改善の傾向にありますが、光化学オキシダントのようにいまだに環境基準を達成していない項目もあります。

快適で住みよい環境を実現するために、良好な景観の保全・形成、下水道の整備、治水対策の推進など、環境に配慮したまちづくりが求められています。

②施策や事業の実施状況

ア) 施策の分野「生活環境の保全」

市川市環境保全条例及び大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境関係法令に基づく規制及び定期的な環境調査、環境活動推進員制度等の市民との協働による啓発事業を実施しています。大気環境調査については浮遊粒子状物質(SPM)のうち、直径が $2.5 \mu\text{m}$ (マイクロメートル: 100万分の1メートル) 以下の微小粒子状物質(PM2.5)について、呼吸器や循環器への影響が懸念されることから平成24年6月より市内での測定を開始しました。

また、市民マナー条例やガーデニングシティいちかわなどの取り組みによる環境美化や、市街地の良好な景観の形成に関する事業のほか、交通対策の推進、下水道整備事業、その他、環境にやさしいまちづくりに向けた取り組みを推進しています。

イ) 環境基本計画の目標達成状況等

1-3-1. 環境基本計画の目標達成状況等
■ 基本理念「健やかに暮らせるまち」

施策の分野	施策の方向	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	H30年度	R1年度	R2年度
生活環境の保全	大気環境の保全	●環境基準の達成	①一般環境大気測定局 ア. 二酸化窒素 (4局) ^{注1} イ. SPM (4局) ^{注1} ウ. オキシダント (3局)	100%	100% 100% 0%	100% 100% 0%	100% 100% 0%
			②自動車排出ガス測定局 ア. 二酸化窒素 (3局) イ. SPM (3局)		100% 100% 100%	100% 100% 100%	100% 100% 100%
			③有害大気汚染物質		100%	100%	100%
	水環境の保全	●環境基準の達成	①河川 ア. BOD (4地点) イ. 全健康項目 (4地点)	100%	100% 100%	100% 100%	100% 100%
			②海域 ア. COD (7地点)		42%	100%	100%
	地質環境の保全	●環境基準の達成 ○地盤の変動状況	地下水 (地下水概況調査)	100%	33%	66%	50%
			年間変動が2cm以上の水準点	—	0/60地点 (欠測11)	0/49地点 (欠測1)	未確定
	騒音、振動及び悪臭の防止	●環境基準の達成	道路沿道 ア. 昼間 (6-22時) イ. 夜間 (22-6時)	100%	6/6地点 6/6地点	7/8地点 5/8地点	7/8地点 5/8地点
	化学物質対策	●環境基準の達成	ダイオキシン類 (大気、水質、土壤、底質)	100%	100%	100%	100%
	環境にやさしいまちづくり	○景観協定区域等の件数 (件)	都市景観の形成	—	5	6	8
		○下水道普及率	下水道の普及	—	74.1%	75.3%	75.9%
		○都市計画道路の整備率	都市計画道路の整備	—	60.9%	61.0%	60.3%
		○特定地区の吸い殻の数 (本)	環境美化の推進	—	164	180	298
	放射線量低減対策の推進	○空間放射線量 ($\mu\text{Sv}/\text{時}$) ^{注2} 未満)	追加被ばく線量の低減	0.23 $\mu\text{Sv}/\text{時未満}$	0.23 $\mu\text{Sv}/\text{時未満}$	0.23 $\mu\text{Sv}/\text{時未満}$	0.23 $\mu\text{Sv}/\text{時未満}$

注1: H30年度は5局、R1年度以降は4局

注2: μSv (マイクロシーベルト)

③評価と課題

各環境基準の達成率については、大気環境の保全にかかる二酸化窒素、S P M（一般環境大気測定局ならびに自動車排出ガス測定局）および有害大気汚染物質のほか、水環境の保全では全健康項目、化学物質対策においてはダイオキシン類が平成23年度以降100%の達成率を維持しています。また、水環境の保全にかかる河川BODについては、平成25年度以降100%の達成率を維持しています。

しかしながら、光化学オキシダントや海域の水質、騒音など環境基準が未達成の項目については、今後も対策を検討していく必要があります。

また、市域の空間放射線量は平成24年2月以降、定点調査において6箇所全ての地点で低減対策の目安(0.23 μ Sv/時)を下回っています。

(4) 基本理念「資源を大切にするまち」(資源循環・廃棄物)

①現況

廃棄物行政の目的が従来の生活環境の保全や公衆衛生の向上を中心としたものから、環境への負荷低減とともに、循環型社会の形成に重点を置いたものに変遷したことを踏まえ、本市では、家庭ごみと資源物の12分別収集の導入やマイバッグ運動の展開などの様々な取り組みを進め、ごみの減量と資源化の推進に一定の成果を挙げています。

一方で、少子高齢化の進展などの社会経済情勢の変化に加え、世界的な資源の制約や地球環境問題への対応の必要性から、資源循環への取り組みの重要性は増し、同時に廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減が求められています。

②施策や事業の実施状況

ア) 施策の分野「3Rの推進」

循環型社会の構築を目指し、廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進するため、「市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）」を策定（平成27年度改定）し、様々な取り組みを実施しています。特に地域における活動については「じゅんかんパートナー」や「ごみ減量化・資源化協力店」などと協働した取り組みを実施しています。

イ) 施策の分野「廃棄物の適正処理の推進」

循環型社会の構築を実現するため、家庭ごみの分別排出促進のための啓発、事業所のごみ処理に関する個別指導、不法投棄対策としてのパトロールなどを実施しています。

また、クリーンセンター（一般廃棄物の処理施設）や衛生処理場（し尿等の処理施設）の適切な維持管理に努めています。

今後、引き続き収集運搬体制の見直しや処理設備等の計画的な修繕・更新に取り組むとともに、次期クリーンセンター建設設計画の具体化に向けた準備を進めています。

ウ) 環境基本計画の目標達成状況等

施策の分野	施策の方向	● 目標 ○ 指標	項目	目標値*	H30年度	R1年度	R2年度
3Rの推進	廃棄物の発生及び排出の抑制	●市民一人1日あたりのごみ排出量(g)	ごみ排出の状況	760以下	763	771	784
	資源の循環的な利用の推進	●資源化率	資源の循環的利用	27%以上	17.1%	17.1%	18.4%
廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理の確保	○不法投棄の処理量(t)	不法投棄の状況	—	438	430	338
	一般廃棄物処理体制の整備	●ごみの最終処分量(t)	ごみの最終処分量	7,200以下	14,198	14,427	14,688

*「いちかわじゅんかんプラン21」における令和6年度目標値

③評価と課題

平成27年5月に、一般廃棄物（ごみ）処理に関する基本的な方針を定めた「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改定し、令和6年度を目標年次とした新たな数値目標を設定しました。

そのため市民一人1日あたりのごみ排出量、資源化率、ごみの最終処分量について、数値目標を達成するために取り組みを強化していかなければなりません。

資源化率の向上やごみの最終処分量の削減が進んでいない要因としては、分別排出が徹底できていないこと、資源物の分別回収量が減少していること、焼却灰の資源化の拡大が進んでいないことなどが考えられます。また、不法投棄については近年減少傾向にあります。

本市には自前の最終処分場が無く、ごみ焼却灰等の最終処分を市外に依存しているため、継続的なごみ減量努力を求められる立場にあります。そのため、今後は資源物とごみの分別の徹底など、これまでの施策を継続するとともに、改めてごみ減量・資源化施策の強化が必要です。

ごみの減量・資源化は循環型社会の構築のみならず、地球温暖化対策としても重要であり、今後も一層の推進を図っていきます。

(5) 基本理念「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」(協働)

①現況

身近な生活環境から地球環境に至るまで、良好な環境を守り、未来に引き継いでいくためには、家庭、地域、職場、団体活動の中で、それぞれの役割に応じて環境の保全及び創造を取り組んでいくことが必要となっています。また、主体別の取り組みに加え、各主体が協働して取り組んでいくことが重要となっています。

このような取り組みを推進するため、環境に対する意識を高めるとともに、環境の保全と創造に関する取り組みを進めるための仕組みづくりが求められています。

②施策や事業の実施状況

ア) 施策の分野「環境学習の推進」

環境に関して学び、体験することによって環境問題に関心を持ち、それぞれの立場で具体的に行動していく人材の育成を目指し、学校教育や生涯学習における環境講座、環境講演会や自然環境講座の開催等の事業を実施しました。

イ) 施策の分野「環境活動への参加の促進」

市民が環境に関心を持ち、環境保全に取り組むための意欲を増進していくために、市川市環境活動推進員によるエコライフ等の啓発、環境活動団体への支援事業などを実施しました。

また、事業者と市の間で環境保全協定を締結し、環境保全に関する情報提供や事業者間の情報交換が促進する機会の提供、積極的な広報の展開などに取り組んでいます。

ウ) 環境基本計画の目標達成状況等

施策の分野	施策の方向	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	H30年度	R1年度	R2年度
環境学習の推進	環境学習の実施	○生物多様性に関する講座への参加者数	生物多様性に関する講座の実施	200人/年	102人	55人	0人 ※1
	環境学習の体制整備	○いちかわこども環境クラブの登録団体数（グループ）	こどもの環境活動の支援	—	21	29	30
環境活動への参加の促進	環境情報の提供	○環境情報の市Webページのアクセス数（PV）	環境情報の提供	—	77,480	78,307	78,307
	環境に配慮した生活の促進	○市川市エコライフ推進員による啓発活動回数（啓発人件数）	エコライフの啓発	—	32回 (2,111人)	17回 (1,488人)	3回 ※2
		○環境保全協定の締結数（社）	事業者の取組みの推進	—	60	59	57
	協働による環境活動の推進	●市におけるグリーン購入割合	環境物品等の調達の推進	100%	99.3%	99.4%	99.5%
		○いちかわ環境フェアの出展者数・参加者数	いちかわ環境フェアの開催	—	49団体 15,000人	45団体 15,000人	14団体 ※3
		○市民活動支援センターの利用者数（人）	ボランティア・NPOの活動支援	—	8,120	7,530	2,324

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当該講座は未実施となりました。

※2 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント等での市川市エコライフ推進員による啓発活動を中止し、エコライフ広報紙の作成及び配布をしました。

※3 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、web版いちかわ環境フェア2020を実施し、エコな活動に取り組む企業や団体の活動を市公式Webサイトにおいて紹介しました。

③評価と課題

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため各種イベントが軒並み中止となり、環境学習や環境活動への参加促進を図ることが難しい1年となりました。

そのような中でも、公式Webページや広報媒体などを通じて情報発信し、市民の環境に対する関心を高めていく必要があり、市民・事業者・市の連携を促進していくことが求められます。

またコロナ禍の終息後は、各種イベントを再開し、市民の環境意識をより高い段階で醸成するとともに、環境学習などを通じて、自主的に環境へ配慮した行動に取り組んでいくような人材を育成することが望されます。